

はじめに

平成24年7月、梅雨前線による記録的な豪雨により、当所管内においても、土砂崩れ、道路の損壊、河川決壊等が発生し、広範囲の農地や住家の損壊、浸水等多くの被害が発生しました。

このため、浸水家屋や飲食店等の消毒の指導、被災者の健康相談、災害廃棄物の処理への対応、被災者の心のケアなど関係機関や他の保健福祉（環境）事務所の協力も得ながら、被災地の支援に取り組んでまいりました。

一方で、平成24年度は、関係機関の皆様のご協力を得ながら、新たな保健医療計画の策定、母子保健や育成医療及び法人の許認可等について、円滑な市町村への権限移譲に向けた取組等を行ってまいりました。

平成25年度早々には、中国の鳥インフルエンザ（H7N9）の発生により、迅速で正確な情報の収集と提供などその対応に追われました。これを契機として、新型インフルエンザ特別措置法が前倒しで施行され、今後、国の行動計画と県の行動計画の策定を踏まえた上で関係機関との連携会議を行うこととしております。

また、昨年の災害を教訓として、災害時対応の在り方について、これまで検討を行ってきたところですが、管内市町の保健部門と共同で管内での災害発生時に対応できる災害時保健指導マニュアルを策定するとともに、集団給食施設の災害時の連絡網の整備等を図ることとしております。

福祉部門では、昨年度の障害者施設での虐待事案等のため緊急実地指導の実施や各種施設における虐待防止の指導、生活保護の適正実施の徹底及び8月の基準改定への対応、環境部門では、南筑後地域環境協議会を設置し、地域の自然環境保全活動の一環として自然観察会の実施などの取組を進めております。

当所が所管する保健、福祉、環境という分野は、直接住民に関わる事案が多く、様々な課題を抱えておりますが、地域住民の安心、安全を守る最前線として、関係機関の皆様のご協力を得ながら、県としての役割に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

平成25年7月

福岡県南筑後保健福祉環境事務所長 加藤 義弘